

淡路消防保安協会会則

沿革

昭和 49 年 6 月 26 日制定

昭和 51 年 6 月 24 日改正 (い)

昭和 53 年 6 月 26 日改正 (ろ)

昭和 58 年 6 月 8 日改正 (は)

平成 2 年 6 月 15 日改正 (に)

平成 3 年 6 月 14 日改正 (ほ)

平成 9 年 6 月 24 日改正 (へ)

平成 14 年 6 月 17 日改正 (と)

平成 22 年 6 月 18 日改正 (ち)

第 1 章 総 則

(目的)

第 1 条 本会は消防関係法令の徹底、化学知識の向上並びに防火諸施設の整備に協力して災害防止の万全を期すると共に会員相互の連絡を図ることを目的とする。

(組織)

第 2 条 本会会員は淡路島に所在する会社、工場、危険物取扱業者、興行場、旅館、公衆集会所及び多数勤務する場所等で消防法の適用を受ける防火対象物の事業所その他本会の趣旨に賛同する事業所とする。

(名称)

第 3 条 本会は淡路消防保安協会と称する。

(事業)

第 4 条 本会は第 1 条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 危険物関係法規、防火管理関係法規、その他関係法規及び淡路広域消防事務組合消防本部（署・所）より発せられる指示事項の連絡に関すること。 (い)
- (2) 危険物取扱者、防火管理者の養成及び取扱関係者、防火責任者等の予防知識の向上に関すること。
- (3) 予防知識の向上並びにその他に関して各種刊行物に関すること。
- (4) 災害予防の各種研究に関すること。
- (5) 消防、防火機器の購入に関すること。
- (6) 本会に貢献のあった者及び事業所の表彰に関すること。
- (7) その他本会の目的を達するために必要なこと。
- (8) 本事業遂行のため淡路広域消防事務組合消防本部（署・所）に計画及び執行の一部を委嘱することができる。 (い)

(事務局)

第 5 条 本会の事務局を淡路広域消防事務組合消防本部内に置く。

2 本会の事務を司るために事務局長及び事務職員を置くことができる。 (は)

第 2 章 会員の入会及び退会

(入会)

第 6 条 第 2 条に掲げる事業所等で本会に入会しようとする場合は所定の申込書に会費を添えて会長に届出るものとする。

(会費)

第7条 本会の会費は、次のとおりとする。 (ち)

- (1) 会費は、年額1口1,000円とし、口数は7口以上50口以内とする。 (ち)
- (2) 会費は毎会計年度の初めを基準として納入するものとする。 (ち)
- (3) 会費の徴収方法については別に定める。 (ち)

(退会)

第8条 会員が退会しようとするときは、その旨を会長に届出なければならない。

2 前項の場合において会費の未納があればこれを完納しなければならない。

第3章 役員

(役員の数)

第9条 本会に次の役員を置く。

- (1) 会長 1名
- (2) 副会長 3名
- (3) 理事 若干名
- (4) 監事 3名
- (5) 理事のうちから若干名の常任理事を置くことができる。 (い)

(役員を選任)

第10条 理事及び監事は総会において選任する。

- 2 会長、副会長は理事の互選に依る。 (い)
- 3 常任理事は理事のうちから会長が指名し、理事会の承認を得るものとする。

(役員の仕事)

第11条 会長は本会を代表し会務を総理する。 (い)

- 2 副会長は会長を補佐し、会長事故あるときは職務を代理する。 (い)
- 3 理事は理事会を組織し、会務の執行を図る。 (い)
- 4 常任理事は常任理事会を組織し、緊急及び軽議な会務の執行を図る。 (い)
- 5 監事は会計経理を監査する。

(顧問)

第12条 本会に顧問を置くことができる。顧問は理事会の同意をえて会長が委嘱する。

(役員等の任期)

第13条 役員及び代議員の任期は2ヶ年とする。但し、再選は妨げない。欠員補充による任期は前任者の残任期間とする。

第4章 会議

(会議及び招集)

第14条 会議は総会及び役員会とし必要により会長がこれを召集する。

- 2 議事は出席者の過半数により決議する可否同数の場合は合議の上、会長の裁決により決議する。

(総会の開催)

第15条 総会は役員と市及び業種別による代議員により年1回開催するものとし、必要に応じ臨時総会を召集することが出来る。但し、急務を要するもの及び軽議なものについては文書による賛否で総

会に替えることが出来る。

2 代議員の選出方法は別に定める。

(総会の議長)

第16条 総会の議長は、会長がこれに当たる。 (と)

(総会の決議)

第17条 総会においては次の事項を決議する。

- (1) 会則の変更
- (2) 役員を選解任
- (3) 年度予算及び旧年度の決算
- (4) その他協会の維持運営に必要な事項

(総会の議事録)

第18条 総会の議事録は、議長及び出席代議員2名以上がこれに署名、捺印のうえ本会に保存する。

(役員会の開催及び決議)

第19条 役員会は必要の都度開催し、次の事項を決議する。

- (1) 総会に提出する議案に関する事項
- (2) 事業計画の実施運営に関する事項
- (3) その他会長に於て特に必要と認める事項及び臨時、急施を要すると認める事項

第 5 章 会 計

(会計年度)

第20条 本会の会計年度は毎年4月1日より翌年3月末日までとする。

(経費)

第21条 本会の経費は会費及び寄附金その他の収入を之に充てる。

(書類)

第22条 会長は毎年度末に次の書類を調整して役員会に提出しなければならない。

- (1) 収支決算報告書
- (2) 次年度予算書

(簿冊)

第23条 本会は次の簿冊を備えつけないといけない。

- (1) 会員名簿
- (2) 金銭出納簿
- (3) 会費徴収簿
- (4) 会議録

第 6 章 団 体 加 入

(団体加入)

第24条 財団法人兵庫県危険物安全協会に加入する。 (ほ)

2 本会は財団法人兵庫県危険物安全協会規約に基づき毎年会費として分担金を納入するものとする。 (ほ)

3 本会の役員より財団法人兵庫県危険物安全協会の役員を選出する。 (ほ)

第 7 章 附 則

第25条 本会の運営並びに事業の遂行上必要な細則は役員会の決議を経て会長が定める。

第26条 本会々則は、総会に於て出席会員の過半数以上の同意を得なければ変更することができない。

第27条 本会々則は、昭和49年6月26日から施行する。

附 則 (い)

- 1 本会々則は、昭和 51 年 6 月 24 日から施行する。

附 則 (ろ)

- 1 本会々則は、昭和 53 年 6 月 26 日から施行し、昭和 53 年 4 月 20 日から適用する。

附 則 (は)

- 1 本会々則は、昭和 58 年 6 月 8 日から施行する。

附 則 (こ)

- 1 本会々則は、平成 2 年 6 月 15 日から施行する。

本会々則の改正前の会員会費については、当分の間従前の例による。

附 則 (ほ)

- 1 本会々則は、平成 3 年 6 月 14 日から施行し、平成 3 年 4 月 1 日から適用する。

附 則 (へ)

- 1 本会々則は、平成 9 年 6 月 24 日から施行する。

附 則 (と)

- 1 本会々則は、平成 14 年 6 月 17 日から施行する。

附 則 (ち)

- 1 本会々則は、平成 22 年 6 月 18 日から施行する。

- 2 本会々則の改正前の会員会費については従前のとおりとし、会費額に応じて改正後の会則第 7 条第 1 号の口数があったものとみなす。